

栄養士 流山市任期付職員採用試験受験案内

今回募集する任期付職員は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条に基づき、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事していただくために、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

任期は原則として3年間までとなります。

任用期間の定めがあること以外、勤務条件（勤務時間、休暇、服務及び給与等）は一般の職員と同様です。

なお、任期付職員の採用は、任用期間の定めのない職員（以下「一般の職員」といいます。）の採用とは無関係であり、一般の職員の採用の際に優先されることはありません。

1 試験区分・試験職種、職務内容等

| 試験区分 試験職種 | 予 定 数 | 職 務 内 容 |
|----------------|-------------|---------------------------------|
| 栄養士 (任期付職員) | 1名 | 教育委員会に勤務し、献立の作成、栄養指導等の業務に従事します。 |

○採用後、次の勤務場所で勤務していただきます。

| 勤務場所 | 任 期 | 必要人数 |
|------------|-----------------------------------|------|
| 市内小学校のいずれか | 令和6年4月1日(※1)から 令和8年3月31日(※2)まで | 1名 |

(※1)任期の始期以降に採用が決定された場合、採用日からとなります。

(※2)任期は、業務の都合により採用日から3年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

○障害者の採用を含みます。

○採用される場合は、原則として採用日の1か月前までに採用された旨の通知をします。

2 受験資格

(1) 条件等

| | |
|----------------|------------|
| 栄養士 (任期付職員) | 栄養士免許を有する方 |
|----------------|------------|

(2) 道路交通法施行規則第2条に規定される普通自動車を運転できる免許をお持ちの方又は採用日までに当該免許を取得見込みの方（身体障害者の方は除く。）

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・流山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 現在、流山市の任期付職員（育児休業代替任期付職員を含む。以下同じ。）としての名簿登録があり、流山市の任期付職員としての任用がある者のうち、その任期が今回の任期と重複する者

3 受験手続

(1) 受験申込書に必要事項をすべて記入し、直接持参又は郵送してください。

(2) 応募書類等は、次のとおりです。

①受験申込書（写真貼付）※郵送の場合は、受験票に切手を貼付

②職務経歴書（別紙様式1）

③小論文（A4縦長原稿用紙（別紙原稿用紙又はそれに準じる原稿用紙）に日本語・横書き、文字数は2,000字以内、冒頭に課題及び氏名を記載し、作成してください。）

課題：「学校給食における栄養士のあり方」

④資格を有していることを証明する書類（「栄養士免許」の写し等）

⑤面接シート（別紙様式2）

⑥障害者手帳の写し（障害者の方のみ）

※応募書類は返却しません。

4 募集期間

- (1) 応募可能期間：随時（ただし、採用人数が規定数に達した場合は、受付を終了します。）
※応募可能期間内に合格（採用される）者が生じた場合、募集を終了いたしますので御注意ください（本市ホームページ等により募集状況が確認できます。）。
- (2) 応募方法及び提出先
- ・持参の場合：市役所第1庁舎2階人材育成課に必要書類を提出
（受付時間：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）
 - ・郵送の場合：角形2号封筒（表面に「任期付職員選考申込書在中」と朱書き）に必要書類を入れ、書留で人材育成課（8 問い合わせ、書類提出先参照）に郵送

5 選考方法

- (1) 第1次選考は、書類審査で行います。
審査結果は、応募者全員に通知します。
- (2) 第2次選考は、個別面接を実施します。
第1次試験を通過された方から順に実施する予定です（平日実施を含む。）。
日時、場所等の詳細については、第1次選考を通過した応募者に通知します。

【試験当日持参するもの】

受験票、ボールペン等筆記用具（試験結果を通知する封筒のあて名書き用）

【注意事項】

- ・面接試験会場へは公共交通機関を御利用ください。（試験会場周辺（道路及び周辺民地を含む。）での駐車・駐輪を禁止します。また、会場への自動車、バイク、自転車での来場は厳禁とします。）
- ・試験当日に車いすの使用の要望がある場合は、あらかじめ申し出てください。

6 合格から採用まで

- (1) 合格
選考結果は、第2次選考実施後に合否を通知します。
- (2) 採用
採用された場合は、一般の職員と同様の職務に従事します。
任期は令和6年4月1日（採用日）から令和8年3月31日までですが、任期の延長が必要となった場合、3年の範囲内で任用期間が延長されることもあります。
- (3) その他
採用決定後、実際に採用されるまでに在職証明書等の採用に際して必要な書類を提出していただきますが、受験資格を満たしていないこと又は提出書類等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。
本市の一般の職員の採用試験があった場合には、採用候補者名簿に登録されているか否かにかかわらず受験をすることができます（一般の職員に採用された場合には、任期付職員の任期は終了します。）。

7 給与・勤務条件等（令和5年4月現在。人事給与制度の改正により変わることがあります。）

- (1) 初任給：198,075円（短大卒）、217,175円（大卒）
※地域手当を含む。免許取得後の採用前経歴等により加算されることがあります。
- (2) 諸手当：通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- (3) 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間：正午から午後1時まで）
※勤務場所によっては異なることがあります。
- (4) 休日：週休2日制
- (5) 休暇：年次有給休暇20日（4月1日採用の場合）
特別休暇（夏季休暇8日、子育て休暇7日、結婚休暇5日等）があります。
- (6) 服務：任用期間は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在、企業等に在職中の方が採用となる場合は、退職していただきます。また、採用日から6か月間は条件付採用期間とします。

8 問い合わせ、書類提出先

流山市役所 総務部 人材育成課 TEL 04 (7150) 6068
〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1（第1庁舎2階）